

2021年2月17日

被共済者様

扶養者様

全国大学生協共済生活協同組合連合会
業務部給付業務課

「令和3年福島県沖を震源とする地震にかかる緊急特別取り扱い」
～共済金請求書類等の簡略化についてのご案内～

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。
学生総合共済では、今回の地震で被災された皆様を対象に、以下のとおり共済金請求書類の簡略化措置を実施いたします。

1 対象の方

今回の災害で災害救助法が適用された地域で被害にあわれた方を対象に、病院や公的機関の業務が停止または遅延し、診断書等の必要書類の取得が困難な場合で、以下のいずれかの方を対象とします。

- (1) 適用された地域に、被共済者または扶養者が居住されていること
- (2) 適用された地域にある大学生協所属の被共済者であること

2 対象となる契約

・生命共済

※火災共済は地震免責のためお支払いの対象にはなりません。

※詳しい保障内容については、学生総合共済ホームページをご覧ください。

<http://kyosai.univcoop.or.jp/index.html>

3 期間

・今回の災害による病院や公的機関の業務が完全に回復した時まで

4 書類簡略化の適用範囲

- 今回の災害が直接または間接による被害で、被共済者ご本人のケガや病気や父母扶養の方が亡くなり共済金を請求する場合
なお、別紙に記載のない保障・特約・見舞金については、通常通りといたします。
- 今回の災害が起きる以前に被災地で治療を受け、証明書の発行が困難な場合

病気やおケガ等で共済金を請求される方

※押印が必要な書類において、印鑑がお手元にない場合はフルネームの自署で可（【1】～【5】共通）

【1】事故用

通常の請求に必要な書類	今回の特別措置による場合
・共済金請求書	必要
・たすけあいアンケート	不要
・同意書	必要
・診断書	必要 ない場合は入院、手術、通院、固定具の内容が分かる領収証、診療明細書などのコピーで代用可
・申告書	必要
・領収証コピー	不要（ある場合は添付）
・運転免許証コピー (運転による交通事故の場合)	必要

※治療内容について、共済連より医療機関へ確認させていただく場合があります。

【2】病気用

通常の請求に必要な書類	今回の特別措置による場合
・共済金請求書	必要
・たすけあいアンケート	不要
・同意書	必要
・診断書	必要 ない場合は入院、手術の内容が分かる領収証、診療明細書などのコピーで代用可
・申告書	必要
・領収証コピー	不要（ある場合は添付）

※治療内容について、共済連より医療機関へ確認させていただく場合があります。

【3】本人死亡保障用

通常の請求に必要な書類	今回の特別措置による場合
・共済金請求書	必要
・死亡保障共済金受け取りに関する委任状	必要
・死亡診断書または死体検査書コピー	新聞報道や大学からの連絡等公の発表で代用可
・共済金受取人および被共済者の戸籍謄本	不要
・共済金受取人の本人確認書類	必要
・運転免許証コピー	必要
・入院証明書	必要
・通院証明書	ない場合は内容が分かる書類のコピーで代用可

【4】学業継続支援特約（扶養者事故重度後遺障がいを除く）、扶養者事故死亡特約用

通常の請求に必要な書類	今回の特別措置による場合
・共済金請求書	必要
・不慮の事故証明書 (事故死亡の場合)	病気事故報告書（または大学生協共済・保険サポートダイヤル受付時）の内容で代用可
・扶養者住所氏名変更届	必要
・死亡診断書または死体検案書コピー	新聞報道等、公の発表で代用可
・扶養者と被共済者の戸籍謄本	必要（コピー可）
・扶養者と被共済者の住民票	不要
・共済金受取人の本人確認書類	不要
・交通事故証明書コピー (交通事故の場合)	病気事故報告書（または大学生協共済・保険サポートダイヤル受付時）の内容で代用可
・在学証明書	必要（コピー可） ない場合は、学生証・組合員証・免許証いずれかのコピーで代用可

【5】父母扶養者死亡特約用

通常の請求に必要な書類	今回の特別措置による場合
・共済金請求書	必要
・扶養者住所氏名変更届	必要
・死亡診断書または死体検案書コピー	新聞報道等、公の発表で代用可
・扶養者または父母であることの確認証明書	必要

詳しくは

大学生協共済・保険サポートダイヤル：0120-335-770まで

お問い合わせください。

【平日】9:40~17:30 【土曜日】9:40~13:00 【日祝】休業

以上